

上越市内公共交通「マイ時刻表」を作成・配布します

自宅最寄りのバス停や駅から、病院など日常的に訪れる場所までの鉄道・バスの路線名や発着時刻、乗車料金などを記載したポケットサイズの個人用時刻表を作成し、配布します。

他申し込みから約1週間後に郵送、メール、または、交通政策課、各総合事務所、バス案内所・営業所でお渡しします。【**申請**】申込用紙に必要事項を記入し、交通政策課（☎025・520・5633、✉kotsu@city.joetsu.lg.jp）、市民課、南・北出張所、各総合事務所、バス案内所・営業所へ。申込用紙は申込先、市役所木田第一庁舎1階にあるほか、市ホームページからダウンロードできます

詳しくは



上越市内公共交通総合時刻表を配布しています

3月18日の列車のダイヤ改正や4月1日などの路線バスの運行時刻の改正を反映した「上越市内公共交通総合時刻表」を、市役所木田第一庁舎1階、南・北出張所、各総合事務所、バス案内所などで配布しているほか、市ホームページに掲載しています。

時刻表や路線図のほか、お得な切符・割引情報についても掲載していますので、ご利用ください。

交通政策課（☎025・520・5633）

詳しくは



令和5年度固定資産税の縦覧が始まります

縦覧は、納税者が近隣の他の資産評価と比較しながら自分の資産の評価が適正かどうかを確認できる制度です。

時4月3日⑨～5月1日⑨（土・日曜日、祝日を除く）

市内に土地・家屋を所有する納税者など

●持ち物

○納税通知書または課税明細書

○マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、保険証などの本人確認書類※官公署発行の顔写真付きの証明書などであれば1点、それ以外は2点必要

○代理人は、本人の署名または記名押印のある委任状。法人は、代表者印が押印してある委任状。

申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

他閲覧は、年間を通じて行っています。閲覧手数料は、1件350円です。（縦覧期間中は無料）名寄帳の写しを1枚10円で交付します

所申請 税務課（☎025・520・5651 または 025・520・5655）

2）

詳しくは



令和5年度軽自動車税（種別割）減免申請を受付

次のいずれかに該当する軽自動車 ①

身体障害者手帳・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人が所有する軽自動車 ※障害の程度により制限あり。また、障害のある人が18歳未満の場合、生計を同一にする人が所有する軽自動車も対象



②障害のある人の利用のため、特別な装置（車いす昇降装置など）を装着する構造変更車 ※8ナンバーで、車検証に車いす移動車などの記載がある車両が対象

③社会福祉法人などが、専ら障害のある人の通院・通所に使用している軽自動車

申請 3月28日⑩～5月24日⑩の間に税務課（☎025・520・5649）または各総合事務所、南・北出張所

申請により猶予が認められると、1年以内の期間に限り徴収が猶予され、その間の延滞金が全額免除されます。担保の提供も不要です。相談を希望する人は、電話で問い合わせてください。

新入学（園）児を守る交通安全週間

新入学・新入園の時期に合わせ、慣れない通学・通園路を通い始める子どもたちに交通规则の順守と正しい交通安全マナーを教えましょう。交通事故の被害から守るため、家庭や学校・地域社会が一体となって子どもの模範となるよう努めましょう。



時4月6日⑩～12日⑩の1週間

●運動の重点

①新入学（園）児などに対する交通安全指導の徹底・渡りよサインの活用

②保護者などの交通安全意識の高揚

③通学・通園路の安全確保

他市では、通学見守り活動中の不慮の事故に備え、ボランティア保険に加入しています。

市内で登下校時の見守り活動を行うすべての人が補償の対象になります。活動中に事故に遭った場合は、速やかに市民安全課に連絡してください

市民安全課（☎025・520・5661）

20・5661